

小山町新型コロナウイルス感染拡大防止

3密対策助成金

新型コロナウイルス感染症の影響長期化を見据え、厚生労働省が示した「新しい生活様式」の実践例に対応し、感染蔓延期から収束期において、継続的に感染対策に資する事業を実施した対象業種を営む中小企業者に対して事業費の一部を支援します。

〈申請受付期間〉 ※期間を延長しました。
令和2年6月23日(火)～令和3年1月29日(金)

〈助成金の額〉
最大10万円

※原則1法人、1個人事業主につき1回のみ申請可能です。

〈対象となる事業者〉

- ①宿泊業、飲食サービス業、小売業、生活関連サービス業（理美容、クリーニング等）、娯楽業、教育・学習支援業、医療機関（開業医に限る）、金融機関に該当する業種
- ②不特定多数が出入りすることが可能な事業者
- ③上記業を営む者の内、助成対象事業を実施した本店もしくは主たる事業所又は支店もしくは従たる事業所を町内に有する中小企業者
- ④町税を滞納していないこと
- ⑤静岡県暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団体等と関わりがないこと

〈助成対象〉

恒久的対策 : 感染拡大防止に効果のある工事・改修(間仕切りの設置、セルフレジの導入等)

※経費の1/2を助成(上限10万円)

一時的対策 : 感染拡大防止に効果のある物品の購入(検温器の購入、飛散防止フィルムの設置・消毒液・ビニール手袋等の購入)

※経費の1/1を助成(上限3万円)

※4月1日から12月31日までに実施し、支払いの完了しているものに限りです。

お問い合わせ

小山町役場商工観光課

電話 : 0550-76-6114 FAX : 0550-76-2795

〈提出書類・添付書類〉

◆提出書類

- ・ 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金交付申請書（様式第1号）
- ・ 小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金請求書（様式第3号）

◆添付書類

- ・ 助成対象経費内訳書
- ・ 業種・業態が確認できる書類
（法人の場合は法人登記簿若しくは法人事業概況説明書の写し、個人事業主の場合は開業届若しくは直近年の確定申告書の写し）
- ・ 営業に必要な許可等をすべて取得していることが確認できる書類
（営業許可書、届出書等の写し）
- ・ 助成対象事業に要した経費の支出内容がわかる書類
（領収書、明細書、契約書、通帳の写し等）
- ・ 助成対象事業を実施したことがわかる書類
（事業実施前と事業実施後の同じ場所から撮影した写真、購入物品全体と型番がわかる写真）
- ・ 振込口座の情報が確認できる書類
（通帳、キャッシュカードの写し）
- ・ その他、小山町より提出を求められた書類

〈申請方法〉

下記へ郵送にて申請してください。

密集を避けるため、持参でのご提出はご遠慮ください。

宛先 〒410-1395 駿東郡小山町藤曲 57-2
『小山町役場 商工観光課』 宛

〈申請様式の入手方法〉

- ◆ 小山町公式ホームページにてダウンロード可能です。
- ◆ 町関係機関にて配布しております。
 - ・ 小山町役場商工観光課窓口
 - ・ 町内各支所
 - ・ 生涯学習センター
 - ・ 健康福社会館
 - ・ 小山町商工会

詳しくは『小山町新型コロナウイルス感染拡大防止3密対策助成金 助成制度のご案内』をご覧ください。

お問い合わせ

小山町役場商工観光課

電話：0550-76-6114 FAX：0550-76-2795